


# 山形市に避難されている保護者の皆様へ

## ～令和8年度中学校入学についてのお知らせです～

山形市教育委員会 学校教育課 学務係 

東日本大震災により避難されているお子さんは、山形市に住民票が無い場合でも、「区域外就学」の申請により、山形市の居住地に基づく学区の学校へ入学することができます。

「区域外就学」の申請は、必要書類等を持参の上、山形市役所8階の学校教育課・窓口にて行ってください。

現在、区域外就学で小学校に通われている6年生で、山形市の中学校へ進学を希望する方も、新たに区域外就学申請が必要です。

### 区域外就学の申請手続

#### ○受付開始日

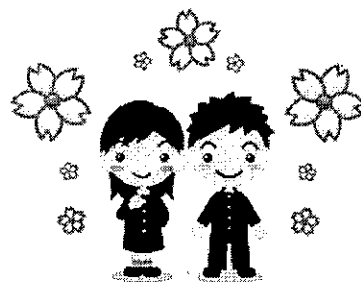
令和7年10月1日(水)より

#### ○手続に必要なもの

以下のものをお持ちください。

- \* 住民登録住所の「住民票」(謄本)
- \* { アパート・貸家の場合: 「山形県借上げ住宅入居許可通知書」(両面のコピー)  
      又は「契約書」のコピー
- 実家・親戚宅等に身を寄せている場合: 「同居証明」\*
- \* 被災証明書(コピー)

### 申請から中学校入学までのながれ



#### 区域外就学の申請(10月～受付)

- \* 入学通知の発送等の関係上、なるべく12月中まで手続をお願いします。
- \* 申請後に居住地を変更したときは、学校教育課まで御連絡ください。

#### 「区域外就学承諾書」の郵送(随時)

#### 各中学校でのオリエンテーション開催(1月～2月頃)

- \* 開催日については各中学校にお問合せください。

#### 「入学通知書」の郵送(1月中)

- \* 「特別な支援が必要」と判断された場合は、入学する学校が決定し次第郵送します。
- \* 「入学通知書」を紛失・破損した場合は、学校教育課まで御連絡ください。

#### 入学式(4月)

- \* 『入学通知書』は入学式当日必ず持参してください。

※山形市に住民登録されている場合は、区域外就学の申請をする必要はありません。

※「同居証明」の様式は、市ホームページ(トップページ)内の検索窓へ「区域外就学」と入力  
→「指定校変更・区域外就学・特認校制度について」よりダウンロード可能です。